

第9章 入 場 券

(入場券の発売)「規則294」

第151条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持していなければならない。ただし、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の者2人までについてはこの限りでない。この場合、入場者の年齢区分については第47条(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)を準用する。

(入場券の料金)「規則295」

第152条 入場券の料金は、次のとおりとする。

大人 150円

小児 70円

(入場券の効力)「規則296」

第153条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って、使用することができる。

2 入場券所持者は、列車に立入ることができない。

(入場券が無効となる場合)「規則297」

第154条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(1)券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したとき。

(2)発売駅以外の駅で使用したとき。

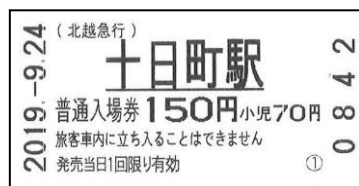
(3)大人が小児の入場券を使用したとき。

(4)その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)「規則298」

第155条 入場券の様式は、次のとおりとする。



(入場券の改札及び引渡し)「規則299」

第156条 入場券は、入場の際に、係員に提示して、入鋏を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)「規則300」

第157条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第154条第1項(入場券が無効となる場合)の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第152条(入場券の料金)の規定による入場料金を収受する。

2 前項の規定は、第154条第2項により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払い戻し)「規則301」

第158条 第7条(旅客の運送等の制限又は停止)の規定により入場券の使用を制限し又は停止した場合は、入場券を所持する者は、入場料金の払い戻しを請求することができる。

2 前項による場合のほか、入場料金の払い戻しはしない。

第10章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)「規則307」

第159条 旅客は、第160条(無料手回り品)又は第161条(有料手回り品及び手回り品料金)に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

(1)別表第5号に掲げるもの(以下「危険品」という。)及び他の旅客に危害を及ぼす恐れがあるもの

(2)刃物(他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。)

(3)暖炉及びこん炉(乗車中に使用する恐れがないと認められるもの及び懐炉を除く。

ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。)

(4)死体

(5)動物(少量の小鳥、小虫類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第160条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第161条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。)

(6)不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの

(7)車両を破損又は汚損するおそれがあるもの

2 前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検す

ることがある。

- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第140条第1項第1号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

（危険品の適用除外の物品）

第159条の2 前条第1項第1号の規定にかかわらず、別表第5号に定める危険品のうち、社会通念上日常的用途に相当すると認められる物品及び量であり、かつ不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、可燃性液体そのものは除く。

（無料手回り品）「規則308」

第160条 旅客は、第161条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

（1）自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

（2）サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

（1）身体障害者補助犬法第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ、折り畳んだベビーカー等は、第1項に規定する個数制限に係わらず、これを車内に持ち込むことができる。

(有料手回り品及び手回り品料金)「規則309」

第161条 旅客は、子犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持ち込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

2 手回り料金は、旅客の1回の乗車ごとに、1個について290円とする。

(手回り品切符)「規則310」 [連規準用]

第162条 第161条（有料手回り品及び手回り品料金）の規定により手回り品料金を支払って、車内に持ち込む旅客に対しては、手回り品切符又はこれに代わる証票を交付する。

(手回り品切符の使用条件)「規則311」 [連規準用]

第163条 手回り品切符又はこれに代わる証票は、切符又は証票に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限って有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

2 手回り品切符又はこれに代わる証票は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示して、入鋏を受けた後、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときはいつでもこれを呈示し、途中下車又は下車の際は、これを係員に引き渡さなければならない。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)「規則312」 [連規準用]

第164条 旅客が、第159条第1項（手回り品及び持込禁制品）ただし書に規定する持込禁制品又は第160条（無料手回り品）の規定による持込制限をこえる物品を、会社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させて、かつ、次の各号により料金及び増料金を収受する。

(1) 第159条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を持ち込んだ場合は、第161条第3項(有料手回り品及び手回り品料金)の規定による手回り品料金及びその10倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあつては、次によって計算した料金を合わせて収受する。

ア 別表第5号に定める火薬類 1キログラムにつき 1,000円

イ その他の危険品 1キログラムにつき 300円

(2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだときは、第161条第3項の規定による手回り品料金及びその2倍に相当する増料金を収受する。

2 着駅において、旅客が、第159条第1項ただし書に規定する持込禁制品又は第160条の規定による持込制限をこえる物品を、会社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見したときは、前項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)「規則313」〔連規準用〕

第165条 旅客が、第159条第1項(手回り品及び持込禁制品)ただし書第1号から第6号までの規定による物品を持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用する。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)「規則314」〔連規準用〕

第166条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について、第164条第1項第1号(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)の規定を準用する。

(手回り品の保管)「規則315」

第167条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

附 則

この達は、平成9年3月22日から施行する。